

令和3年度 例規マネジメント 見直し対象例規(条例・規則等)

No.	区分	例規名	制定年月日	所管部署	「大府市条例等整備指針」に基づく規定形式の適切性の確認	「例規マネジメント体制の構築」に基づく適時性の確認	対応区分	対応方針
1	条例	大府市職員団体の登録に関する条例	昭和45年9月1日 大府市条例第23号	公平委員会	地方公務員法第53条において条例で規定する旨が定められている内容について規定しており、適切である。	令和3年度現在、同法及び本条例に基づき登録された職員団体が存在しており、例年、同法及び本条例に基づく登録変更手続が行われている。本条例に規定する登録、変更の手続き方法についても必要最低限度にとどまっており、申請者や職員にとって大きな負担を強いるものではなく、効率的な運用が図られているため適切である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
2	条例	大府市社会福祉法人の助成に関する条例	昭和51年3月29日 大府市条例第16号	地域福祉課	社会福祉法第58条第1項の規定に基づき、条例で定めることは適切である。	社会福祉法人に対し、助成するための手続を定めたもので、県・近隣市とほぼ同内容となっている。 令和3年度現在、社会福祉協議会に補助金を交付しているほか、ルミナス大府に対する資金貸付、あけび苑などの施設用地としての市有地の無償貸付などを実施している。また、社会福祉法人による介護保険施設や障害者支援施設等の整備を促進するための補助金もこの条例を根拠としており、改正は不要である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
3	条例	大府市自転車等の放置防止に関する条例	平成元年9月30日 大府市条例第18号	建設総務課	市民の自転車の処分に関する規定及び附属機関に関する規定があり、条例で定めることが適切である。	現在も定期的に条例に基づく事務を行っており、その内容についても適切に定められている。文言の修正が必要な箇所があるが、軽微であるため今回の改正は不要である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
4	規則	大府市教育委員会に対する事務委任規則	昭和45年9月1日 大府市規則第23号	学校教育課	地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長はその権限に属する事務の一部を委員会との協議により、委任することができることとなっており、規則で定めることは適切である。	本市の教育委員会では、公の施設の使用料として野外教育センター使用料が、手数料として放課後児童健全育成手数料がこの規則に該当しており、実際に教育委員会の名で執行されている。 教育委員会に対する事務委任や補助執行は、本市では、これまで、教育委員会制度の見直しや組織改正の際に検討されてきた上で今日に至っているため、今回の改正は不要である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。 実際の事務や他の行政委員会への影響等を考慮した上で、担当課と企画広報課等で組織改正などの機会を捉えて継続的に検討することが適当
5	規程	大府市固定資産評価補助員規程	昭和45年9月1日 大府市規程第7号	税務課	職員に対して内部的な管理運営事項について指揮監督するために定めており、訓令で定めることは適切である。	現在も固定資産評価補助員の事務を行っており、規定している内容も適切である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
6	規則	大府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則	昭和63年6月24日 大府市規則第14号	消防総務課	消防組織法第25条により市が非常勤消防団員に対して支給する退職報償金について、条例に定めるもののほか、細目を定めるものであり、規則で定めることは適切である。	市が消防団員に対して支給する退職報償金に係る支給基礎となる階級を定めたものの。市は、消防団員に対する退職報償金に充てるため、共済基金と契約を締結しており、毎年度、退職者への退職報償金の支払に充てている。この規則の規定は、基金から市への支払における総務省令で定める階級と一致しており、かつ、近隣市と同内容であり、改正は不要である。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。 ただし、見直しの過程で大府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に用語の整理が必要な箇所が見つかったため、当該条例の改正を行う。
7	規則	大府市長の職務を代理する職員を定める規則	平成17年3月28日 大府市規則第13号	秘書人事課	地方自治法第152条第3項において規則で定めるべき旨が規定されている事項について定めるものであるため、適切である。	市長の職務を代理する上席の職員の順序を定める規定において、引用する大府市職員の給与に関する条例と照らし合わせると、実際に運用されるであろう内容を正確に表現できていない部分がある。	改正	必要な改正を行う。
8	規則	大府市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則	平成19年3月23日 大府市規則第5号	都市政策課	建設工事に資材の再資源化等に関する法律に定める手続を行うために必要な内容のみを定めており、規則で定めることは適切である。	県が行う事務を、法律の規定により、建築主事を設置していることにより行っている事務について規定する規則であり、愛知県の規則と同様の内容を定めている。また、規定内容についても運用上の不都合はない。しかし、引用省令の改正(令和3年9月1日施行)により、条ズレが生じているため対応を要する。	改正	必要な改正を行う。